平成２３年（フ）第４６号
福島県相馬市粟津字庭タリ前36番地の18
破産者　菅井　友子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１７８号
千葉県銚子市双葉町６番地の24
破産者　八田　明正
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３７０号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目４番３号
破産者　小泉　圭司
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４２号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目２番３号
破産者　保科　文人
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７７号
横浜市南区白金町２丁目30番地　日神パレス吉野町704
破産者　吉原　　稔
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９２号
横浜市鶴見区下末吉６丁目１番38号　青雲荘
破産者　堀田　信夫
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０７号
神奈川県小田原市小八幡１丁目５番８号
破産者　木下　慶子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５９号
神奈川県平塚市片岡53番地の２
破産者　府川　隆行
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４０号
富山市町村２丁目124番地　佐々木啓子様方、開始決定時の住所富山市高畠町２丁目12番30号
破産者　井上工務店こと　井上　久夫
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４号
富山市東富山寿町３丁目16番24号、開始決定時の住所富山市大塚1705番地１
破産者　杉山　哲也
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２７号
金沢市北町丁113　アイボリーガーデン206号室、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字緑台２丁目195番地
破産者　笠谷　峰和
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11980番地
破産者　徳竹　浩二
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
長野県松本市大字岡田松岡396番地１　マンションビレッジヒルズ306、前住所長野県松本市大字岡田下岡田495番地２
破産者　上條みゆき（旧姓永井・猪股）
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１１号
愛知県東海市荒尾町北遠鐘10番地３、開始決定時の住所愛知県刈谷市寿町１丁目704番地エスポワール寿403号
破産者　後藤　　誠
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
愛知県高浜市沢渡町５丁目５番地14
破産者　天木　敏雄
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
山口県萩市大字土原112番地１
破産者　岩根　　勇
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
愛媛県松山市西垣生町1359番地４
破産者　崎山　隆行
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
福岡県久留米市通外町87番地６、前住所福岡県久留米市通町113―２　ニューライフ久留米２―904
破産者　松本竜四郎
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３７号
福岡県久留米市白山町21―７、住民票上の住所福岡県久留米市通町２番地13
破産者　堀之内　誠
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

第明治三十二種郵便物認可